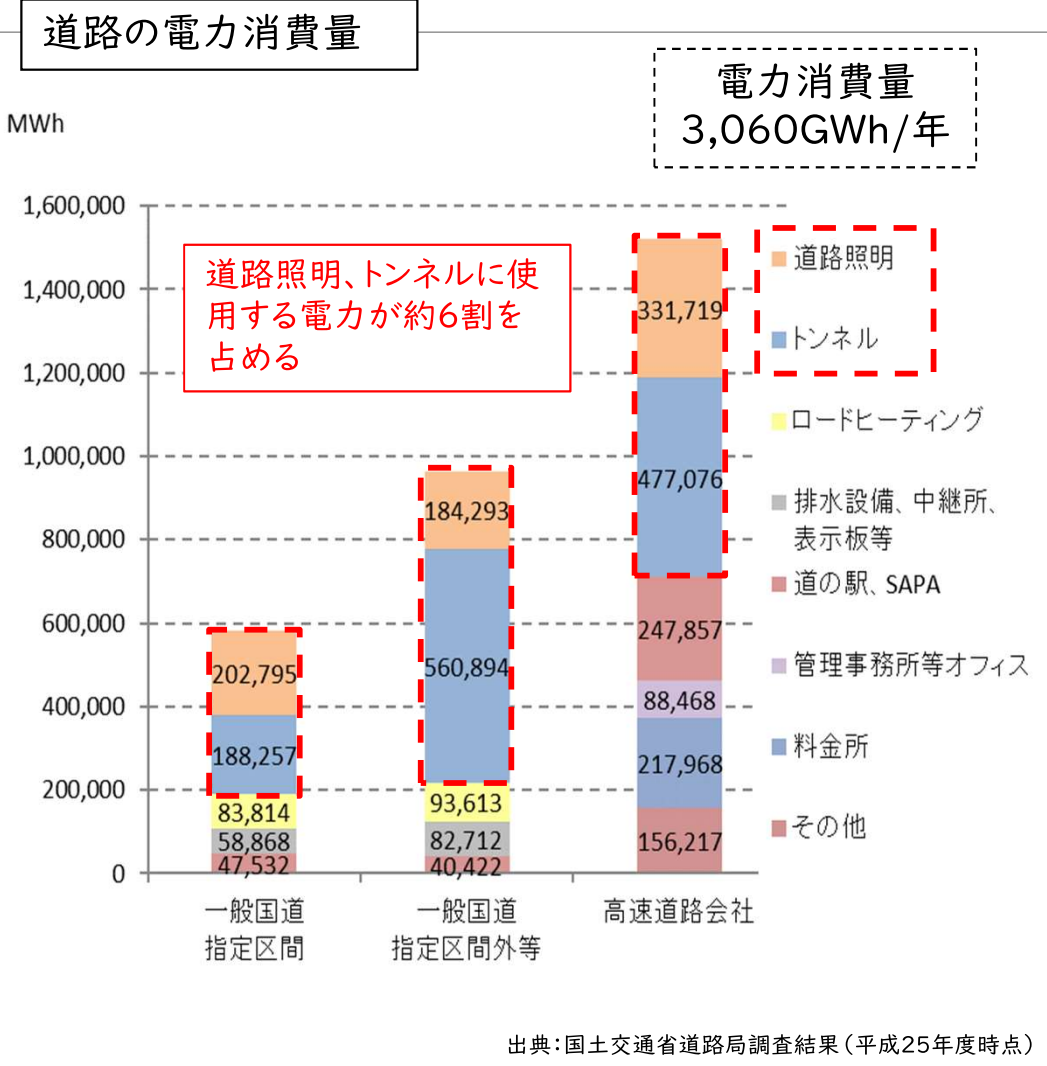


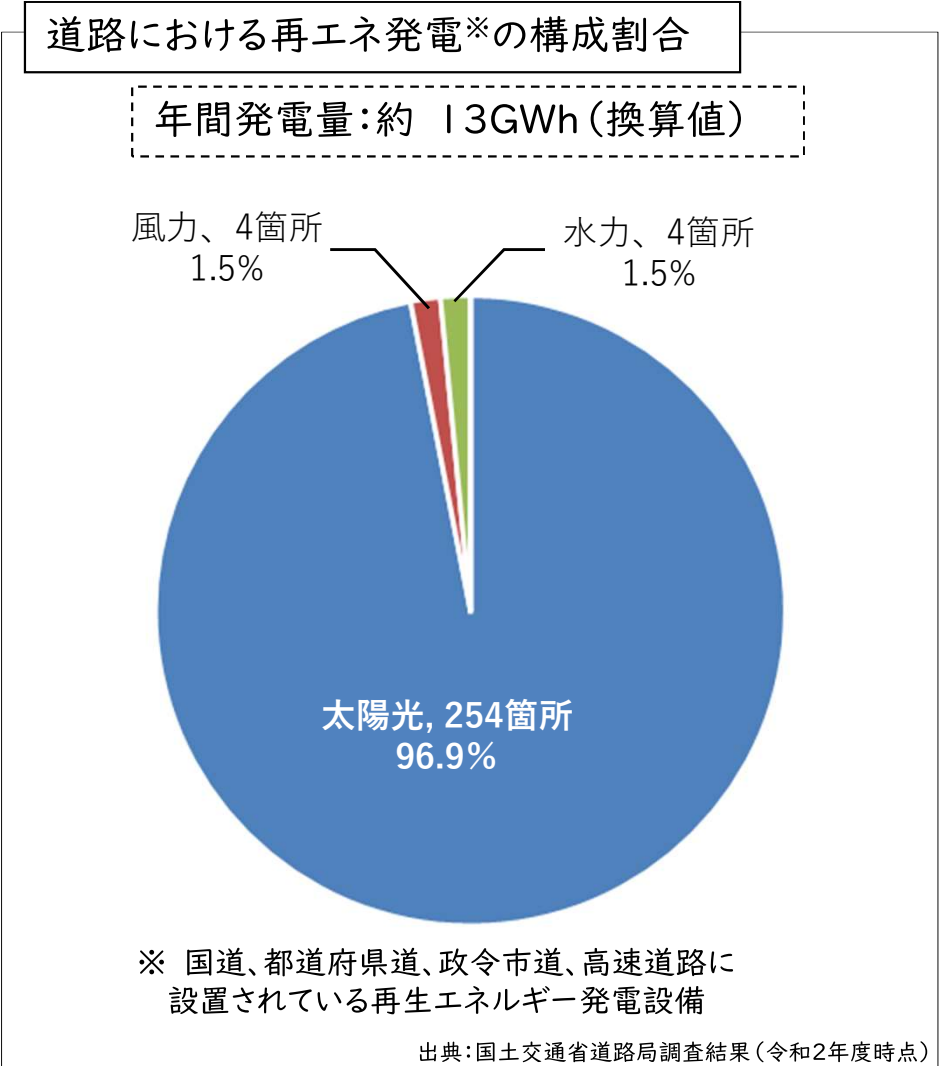
道路における太陽光発電施設設置に関する 技術指針の策定の方向性

道路における再エネ活用の現状・背景

○ 道路における再生可能エネルギー発電量は電力消費量の0.4%程度



全体の
約0.4%



道路における再エネ活用の現状・背景

- これまで、道路空間の太陽光発電施設は、道路構造や交通への支障がなく、比較的設置が容易な場所に設置
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、主に道路管理への再生エネルギーの活用を目的とし、さらなる太陽光発電の活用を図る必要
- 現状、道路における太陽光発電施設設置に関する考え方を示した技術指針は無く、更なる導入拡大を目的とし、道路交通等に影響が生じない範囲で設置場所の考え方等を示した技術指針を策定する必要
- 経済産業省や資源エネルギー庁等の関係機関や業界団体等より各種ガイドラインが公表されているため、技術指針には、道路分野に特化した内容を記載

未利用地（暫定2車線区間）



東九州自動車道 大長瀬トンネル電気室平地

SAPA上屋



北関東自動車道 太田強戸PA(群馬県太田市)

料金所上屋



名古屋高速 大山川料金所(愛知県西春日井郡豊山町)

高架下



主要地方道 青森浪岡線(青森県青森市)

技術指針の策定に向け本日ご意見を伺いたい内容

<本日ご意見を伺いたい内容>

○道路区域内の設置場所について、設置適否

※設置可能性(案):道路構造等への影響の観点で記載
※道路区域内の設置について記載
※占用については技術指針を踏まえ検討

設置場所	設置場所の具体例	設置可能性(案)	備考
(1) 道路交通や道路構造に支障がなく、既に設置されている箇所	・ 広告塔 ・ バス停上屋 ・ 道の駅上屋、SAPAトイレの上屋、料金所上屋 ・ 換気塔の上屋 ・ 高架下 ・ 暫定2車線区間の未着手用地 等	設置可	
(2) 盛土法面、切土法面等の斜面部	・ IC付近法面 ・ トンネル坑口の法面 ・ 単路部の盛土法面、切土法面 等	個別箇所ごとに検討	※道路構造への影響、道路の維持、点検等への影響により円滑な道路交通が支障がでる可能性
(3) 道路構造物、道路附属物への添架	・ 道路照明、標識 ・ 歩道橋、橋脚、橋桁 ・ 遮音壁 ・ トンネルルーバー 等	一部可	※道路交通や構造物への影響が懸念されるため、原則設置不可であるが、一体構造の内蔵品であれば可能
(4) 車両や歩行者等の交通の用に供される場所	・ 車道(停車帯含む) ・ 自転車道、自転車歩行者道、歩道 等	技術検証中	※今後、路面太陽光発電については、技術公募を行った上で、屋外環境での性能確認試験を行い、課題を確認する等の検討を実施予定

○道路区域内の各設置場所における留意点

①道路構造への影響(円滑な道路交通の確保、道路利用者に対する安全性)

- ー太陽光パネルが設置された後に荷重が追加されるため、仮に法面を補強する場合でも、法面全体としての安定性が確保できるか。
- ー発電設備の設置により道路通行者等の視界を妨げたり、発電設備が太陽光を反射して車両の運転を妨げたりすることにより道路交通の支障とならないか。

②道路の管理等への影響

- ー亀裂、崩落等の有無を点検・確認する際に支障にならないか。
- ー設置することで維持管理費が増加しないか。

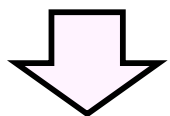
③災害時等への影響

- ー緊急点検や道路復旧等の支障にならないか。

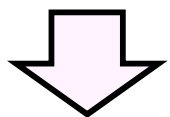
今後のスケジュール(予定)

令和4年11月16日 第17回道路技術小委員会で審議

【審議事項】 道路における太陽光発電施設設置に関する技術指針の策定の方向性

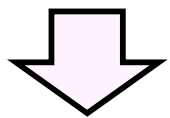


(分野別会議で議論)



令和4年度中 第18回道路技術小委員会で審議

【審議事項】 道路における太陽光発電施設設置に関する技術指針(案)



技術指針を公表